



料金後納

ゆうメール

月刊

沖縄県保育士・保育所総合支援センター通信



2018.3月号

Vol.22

きら*きら



沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

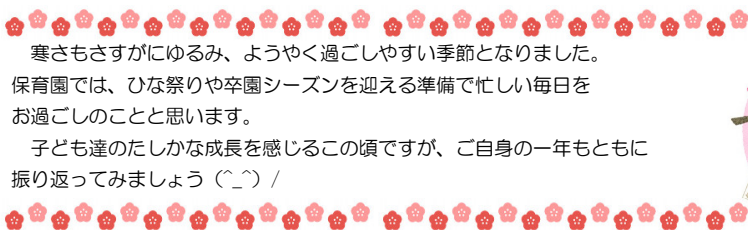
那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

TEL 098-857-4001 FAX 098-857-4007

開所時間 月～金曜日 9:00～19:00 定休日 土・日・祝祭日

HP : <http://okihoiku.com/>





寒さもさすがにゆるみ、ようやく過ごしやすい季節となりました。
保育園では、ひな祭りや卒園シーズンを迎える準備で忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

子ども達のたしかな成長を感じるこの頃ですが、ご自身の一年もともに振り返ってみましょう（＾＾） /



INFOMATION

今回もたくさんの求人がきております。
興味のある園がありましたら、気軽にセンターの
安里・新垣までお問い合わせ下さい。
心よりご連絡お待ちしております。



求人申込施設

一覧表へGO！（別紙）

センターホームページへGO！

URL ⇒ <http://okihoiku.com/>



求人情報やイベント情報はこちらから♪
新着がある都度、更新します！！

Facebook も随時更新しています！
こちらにもお立ち寄りくださいませ♪



センターFacebook へ Go！

<https://www.facebook.com/okihoiku>

おしらせ

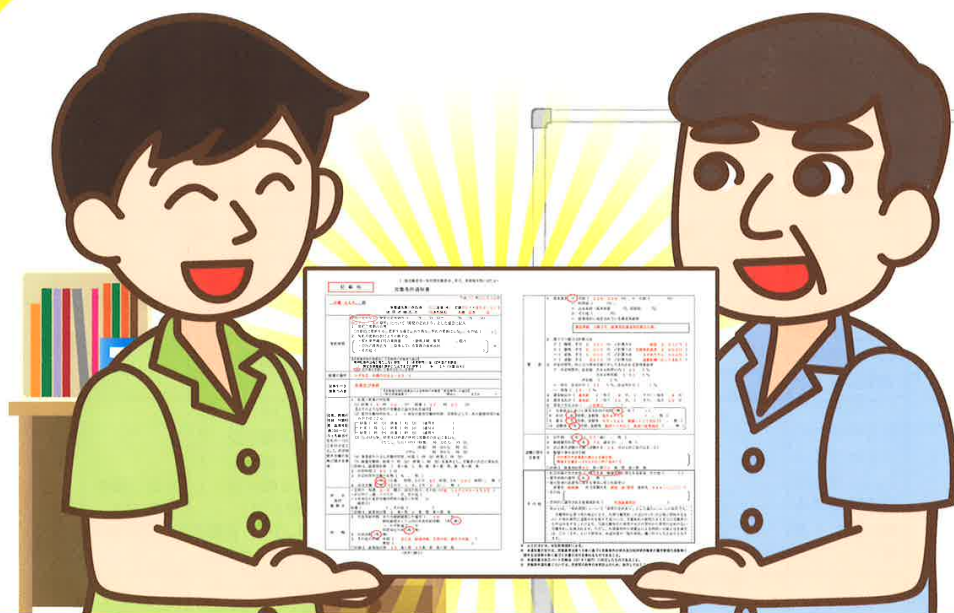
3月は、保育士復職支援セミナー及び保育園見学ツアーの開催はありません。
今年度もたくさんの保育士の皆さま、保育士を目指している方にご参加いただきました。
すでに保育現場へ復帰された方、保育士試験を受験予定の方もたくさんいらっしゃいます。
皆さまの今後のご活躍を心よりお祈り申し上げます。
次回、セミナー及び保育園見学ツアーの開催は未定となっております。
開催が正式に決まりましたら改めて、お知らせいたします。ありがとうございました（＾＾）♡



交付していますか？

もらっていますか？

労働条件通知書



良好な職場環境の第一歩は**労働条件の明示**から

労働者を採用するときは、**労働条件通知書**を交付しましょう。

事業場に採用されたら、交付された労働条件通知書を**確認**しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、「**労働条件を明示した書面**」を交付しなければなりません。(労働基準法第15条)



社労士が労働者に伝えたい！～扶養について～vol.2

扶養の範囲内とは？

☆扶養に入る条件が、税法上と社会保険上では条件が異なります。

年収とは：その年の1月から12月までの収入をいいます。



前月号で、年収103万円以下＆106万円以下にする場合についてお話ししました！

今月号は、引き続き年収130万円以下にする場合＆年収150万円以下にする場合について説明します！

3 年収130万円以下にする

社会保険上の扶養

②の年収106万円以上でパート先の社会保険に加入しなければならない人を除いて、年収130万円未満の人は、社会保険上の扶養に該当します。

その場合、配偶者や親が加入する健康保険の被扶養者になることができ、健康保険料を自ら支払う必要がありません。また、国民年金は、20歳以上60歳未満の国内に居住する人は全て加入しなければなりません。また、厚生年金等に加する配偶者に扶養される人は、国民年金の第3号被保険者になり、自ら保険料を納めなくても将来の年金が貰えることになっています（厚生年金等に加する配偶者に扶養される人以外は、国民年金保険料を支払わなければなりません）。

年収130万円以上になると、社会保険上の扶養から外れることになり、住んでいる市区町村の国民健康保険か、パート先の健康保険（労働時間・勤務日数が正社員の4分の3以上に該当する場合）に加入し、自ら保険料を支払わなければならなくなります。また、国民年金の第3号被保険者であった厚生年金等に加する配偶者に扶養されていた人は、第1号被保険者となり、国民年金保険料も自ら支払わなければならなくなります。

4 年収150万円以下にする（平成30年からの法改正です。）

平成30年1月から、**配偶者控除**及び**配偶者特別控除**の取扱いが変更されました。

配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万円に！！

今回の改正のポイント

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。**
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。※給与収入では、150万円以下**

2. 扶養親族等の数の算定方法の変更

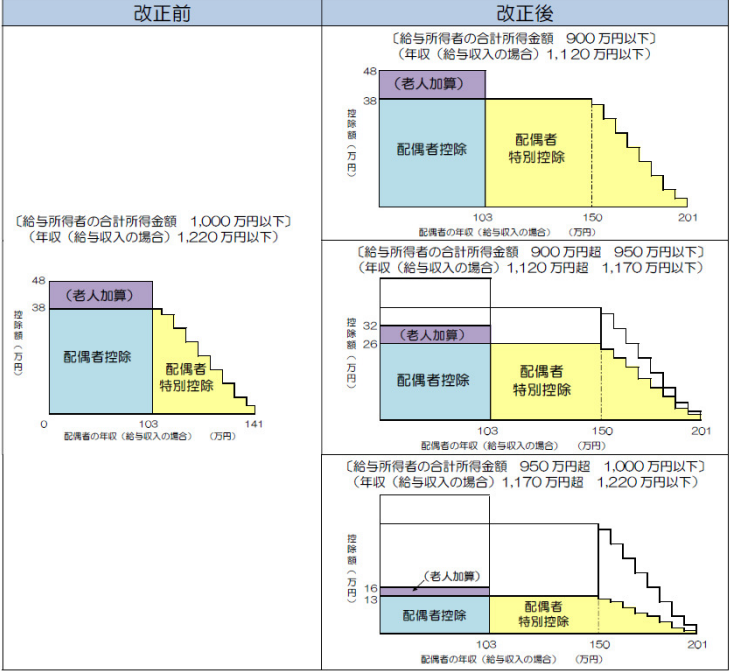
扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

3. 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされました。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ》



《配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（概要）》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与所得者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
給与所得者の配偶者の収入金額	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

配偶者が障害者に該当する場合は1人加算



毎月、給与明細書をいただいている
と思います。
扶養の範囲で働きたい場合は、
きちんと計算（管理）しましょう！



給与所得者の方へ

○ 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月（日）給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数（配偶者及び扶養親族の合計数等）に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成 30 年 1 月 1 日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

また、平成 30 年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」（「源泉控除対象配偶者」欄）への記載要否》

			給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額）			
			900 万円以下 （1,120 万円以下）	900 万円超 950 万円以下 1,120 万円超 1,170 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下 1,170 万円超 1,220 万円以下	1,000 万円超 （1,220 万円超）
（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	38 万円以下 （103 万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年分）	（○）	（○）	（○）	（○）
		控除額 （老人控除）	38 万円 （48 万円）	26 万円 （32 万円）	13 万円 （16 万円）	0 円 （0 円）
	38 万円超 85 万円以下 （103 万円超 150 万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年分）	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	38 万円	26 万円	13 万円	0 円
	85 万円超 123 万円以下 （150 万円超 201 万 6 千円未満）	記載要否	×	×	×	×
		（平成 29 年分）	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	36 万円～ 3 万円	24 万円～ 2 万円	12 万円～ 1 万円	0 円

※1 上図の記載要否欄が「○」とされている箇所（源泉控除対象配偶者）に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月（日）の源泉徴収税額を計算します。

- 2 同一生計配偶者（合計所得金額（見積額）が 38 万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に 1 人を加算して毎月（日）の源泉徴収税額を計算します（改正前も同じ）。
- 3 控除額欄の金額は、平成 30 年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
- 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
- 5 年の途中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者	（フリガナ）	あなたの住所	年 月 日	送る相手は？
税務署長	給与の支払者	（フリガナ）	あなたの住所	年 月 日	
市区町村長	給与の支払者	（フリガナ）	あなたの住所	年 月 日	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、最大又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の金額に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	所得の基礎額 （平成 29 年度分） （平成 30 年度分）	所得の基礎額 （平成 29 年度分） （平成 30 年度分）	住所又は居所	異動月日及び事由 （異動月日、異動の理由を記入） （異動していない場合は空白）
源泉控除対象配偶者 （注1）	（フリガナ）						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

もうすぐ4月☆期待と不安が入り交じるこの季節！初めての社会生活、保育現場への復帰など、新たな環境でスタートされる方も多いことでしょう。皆さんのご活躍を応援しています！

今回は、現場でリーダーとして奮闘している保育士さんの思いをお伺いしました。

どうぞ、ご参考までに♪

保育経験がない保育士さんとペアになった時心がけていることは？

初めての就職・初めての保育現場の方は不安もいっぱいあると思うので、保育はもちろんですが、保護者対応や社会人としてのマナー等、いろいろな面で丁寧に伝える・教える！を心がけています。悩んだ時は遠慮せず、どんどん先輩保育士を頼って欲しいです♪

ただ、保育はチームプレー。“ほう（報）・れん（連）・そう（相）”の重要さはしっかり伝えるようにしています。（A子 36歳 保育歴15年）

まずは子ども達と存分に触れ合い、関わって欲しいと伝えています。その中で生まれた喜びや楽しさ、悩みって大きな原動力・創造力に繋がると思うので・・・そういう新しい風（刺激）に期待しています♪（B子 43歳 保育歴11年）

保育経験がある保育士さんとペアになった時心がけていることは？

正直、経験ない方よりも気構えるかも（笑）年齢が違っても、保育観が違っても、保育士になろう！と思った気持ちはみんな一緒！！

リーダーとして、子ども達にとって何が一番大切かを考え、お互いが認め合えるクラスづくりに努めています。（A子）

まずは、お互いの保育観やこれまでの保育経験を伝え合うことからスタートしています。経験したことで培った保育観や思い、考えもあると思うので・・・

自分の保育観を押し付けるだけではダメだ！と痛感した経験から、相談・提案する姿勢を心がけています。（D子 44歳 保育歴17年）

リーダー保育士として意識していることは？

“信頼関係”が何よりベースになると思っています。園に馴染むまでは、報告することさえも緊張すると思うので、相談なんてとて、とても（笑）

話しやすい環境と相手の気持ちに共感できるチームづくりは、リーダー保育士にかかっていると感じています。とは言っても、まだまだ修行中ですが・・・（B子）

求人園登録情報 (2月末時点)

【新規求人】

【求人園】 ⇒ 471 件

1 月・・・ 151 件

【正規求人】 ⇒ 118 件

【臨時フルタイム求人】

⇒ 175 件

私立認可園・・・ 118 件

【パートタイム求人】

⇒ 178 件

認可移行園・・・・・・ 8 件

小規模保育園・・・・ 10 件

認定こども園・・・・ 13 件

預り保育・・・・・・ 2 件

※登録求人数は流動的な数字となります。

☆保育現場で活躍していただけるよう、サポート致します！

平成29年度現時点で
97名就職決定！！
保育士として活躍中です♡

保育士就職準備金貸付

保育士資格をもっているが、保育士として働いていない「潜在保育士」の再就職支援を図るため、再就職に必要な費用を貸し付ける制度です。

☆貸付金額 40 万円以内 ☆（無利子）※全額返還免除には要件があります！

【お問い合わせ】

沖縄県社会福祉協議会
福祉人材研修センター
TEL : 098-882-5703

未就学児をもつ保育士に対する 保育料の一部貸付

未就学児をもつ保育士に対して保育料に必要な費用の一部を貸付けることにより、保育士資格保有者の再就職支援を図ることを目的とした貸付制度です。

※全額返還免除には要件があります！

編集 後記

今年度最後の3月号「きら*きら」はいかがでしたか??
春の日差しが心地よい季節、さらなるご活躍をお祈りいたします(*^^)

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

TEL 098-857-4001 / FAX 098-857-4007

編集担当者：安里 Email : asato@okihoiku.com

このアドレスに
ご感想など
送って下さい!!

